

令和7年4月からの農地貸借について

農業経営基盤強化促進法の改正に伴う令和7年4月からの農地貸借手続についてご案内します。

■地域計画（目標地図）に基づく利用権設定

- 農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和7年4月に「人・農地プラン」を法定化した「地域計画」が策定され、以下の条件によって利用権設定までの流れがこれまでとは異なります。

	地域計画の区域内		地域計画の区域外
	受け手が地域計画の「農業を担う者」	受け手が地域計画の「農業を担う者」以外	
機構法 (一括、二段階方式)	できる	できない※	できる
農地法3条	できる	できる	できる

※利用権設定書類の提出時に、地域計画（目標地図）に位置づけられていない場合でも、後から地域計画（目標地図）に位置づけることで、利用権設定手続きが可能です。

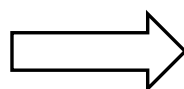
■地域計画の農業を担う者への位置づけについて

- 地域計画内の農地で利用権設定をする場合、耕作者の方は地域計画に「農業を担う者」として位置づけられます。
- 耕作者の方が地域計画の「農業を担う者」に位置づけられた場合は、**目標地図に名前と耕作地が表示されます。**
- その他、地域計画や地域計画の「農業を担う者」への位置づけに係る個人情報の取扱いについては、**別紙「地域計画推進事業に係る個人情報の取り扱いについて」をご確認ください。**

■新たな農地貸借の手続きの概要について

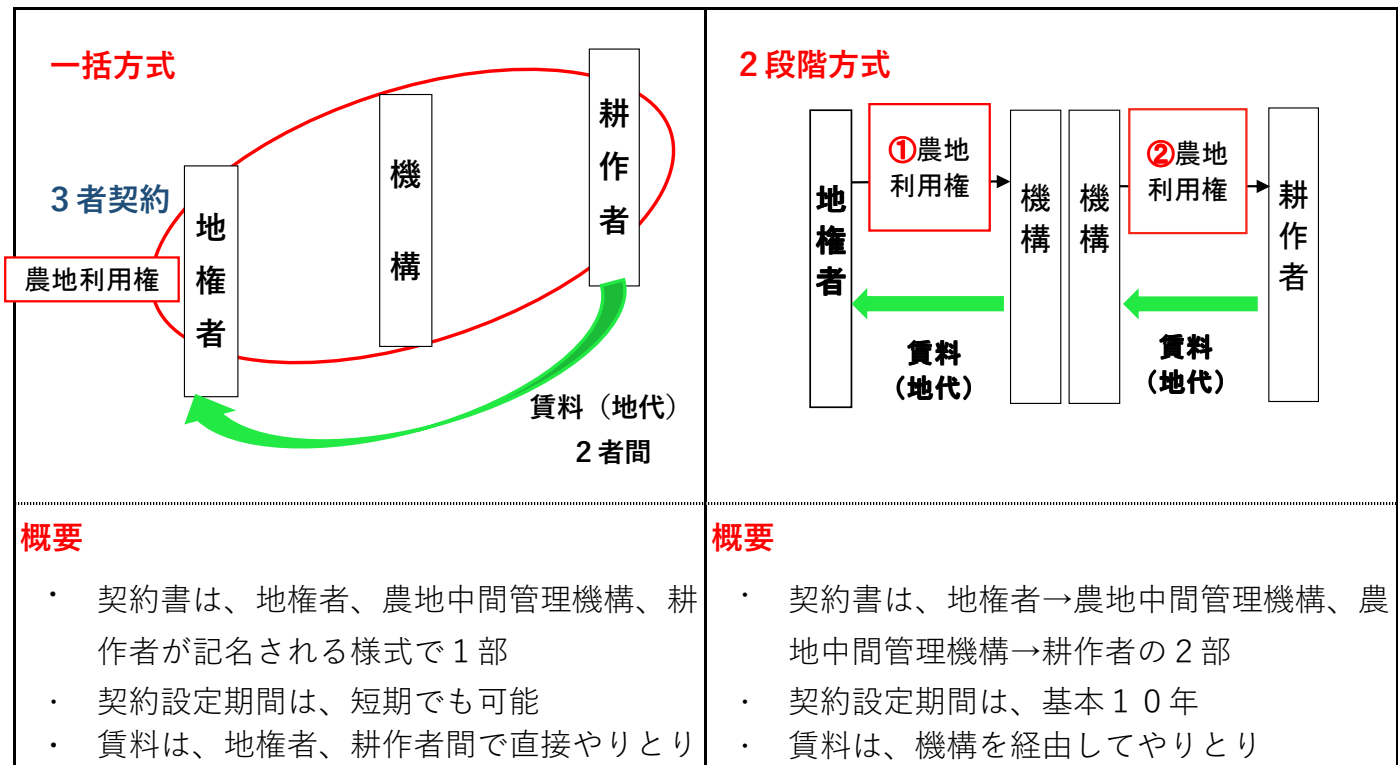
- これまでの地権者と耕作者による相対契約に代わる3者（地権者、中間管理機構、耕作者）での契約手続き（一括方式）と転貸契約による手続き（二段階方式）ができ、契約条件等によりますが選択可能です。

令和7年4月以前	
基盤法	① 相対契約
機構法	② 転貸契約
農地法	③ 農地法第3条



令和7年4月以降	
機構法	① ・一括方式 ・二段階方式
農地法	② 農地法第3条

○ 機構法による契約方法



■よくある質問

Q 新しい様式はどこにあるの？

A 山口市役所農業振興課、各総合支所農林課（農林土木課）、各地域交流センター(大殿・白石・湯田を除く)にございます。山口市ウェブサイトからもダウンロードできます。

Q これまでに契約した相対契約はどうなるの？

A 令和7年3月31日までに公告された相対契約の効力は期間満了まで継続されます。

Q 地域計画の区域内で今までどおり利用権設定できるの？

A 耕作者の方が地域計画の「農業を担う者」として位置づけられることで、今までどおり地権者の方と耕作者の方の意向に沿って利用権設定をすることが可能です。

問い合わせ先

山口市農業振興課農業振興担当

tell：083-934-2891

083-934-2817

地域計画について詳しくは農林水産省ホームページをご確認ください。

地域計画

検索

https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/chiiki_keikaku.html